

御坊労基署情報



かえる橋（印南町）…編集者撮影

- （目次）1．第90回全国安全週間 2．労働相談の状況 3．労働保険の年度更新
4．今期の安全標語 5．7月、8月の主な行事
6．熱中症の予防について 7．編集後記

（御坊労働基準監督署の組織について）

当署は、監督課・安全衛生課・労災課の3課体制です。監督課は、労働条件の適正化や安全衛生管理等についての監督指導及び労務相談などを行っています。安全衛生課は、災害防止や健康確保の指導と相談などを行っています。労災課は、労災保険の給付のための調査や相談などを行っています。なお、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。（閉庁日：土、日曜日、祝祭日及び年末年始）お気軽にご相談ください。

第90回全国安全週間

今年も、7月1日から7日まで 全国安全週間が展開されます。

安全週間は「人命尊重」という崇高な基本理念のもと、昭和3年に初めて実施されて以降、一度も中断することなく続けられ、今年で第90回を迎えます。

今年のスローガンは

『組織で進める安全管理

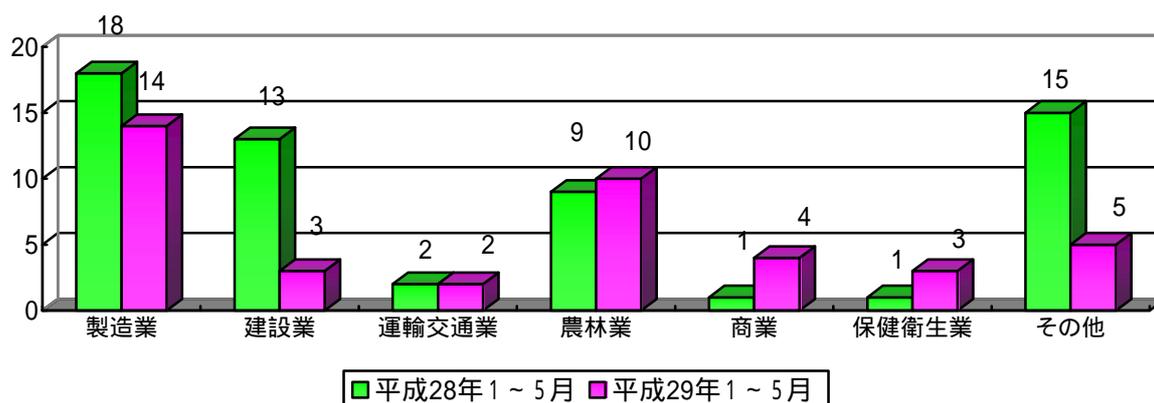
みんなで取り組む安全活動

未来へつなげよう安全文化』

です。各事業場におかれましては、安全週間を契機に、基本的な安全管理の取組を徹底し、より一層の安全衛生活動の推進に取り組み、安全で安心して働ける職場づくりを達成していただきますようお願いいたします。

平成29年の休業4日以上死傷災害発生状況

平成29年1～5月の災害発生状況は平成28年同時期と比較し、全体としてやや減少傾向にあります。業種別では、製造業、建設業で減少し、農業、商業、保健衛生業で増加しています。引き続き労働災害撲滅にむけて取組みをお願いいたします。



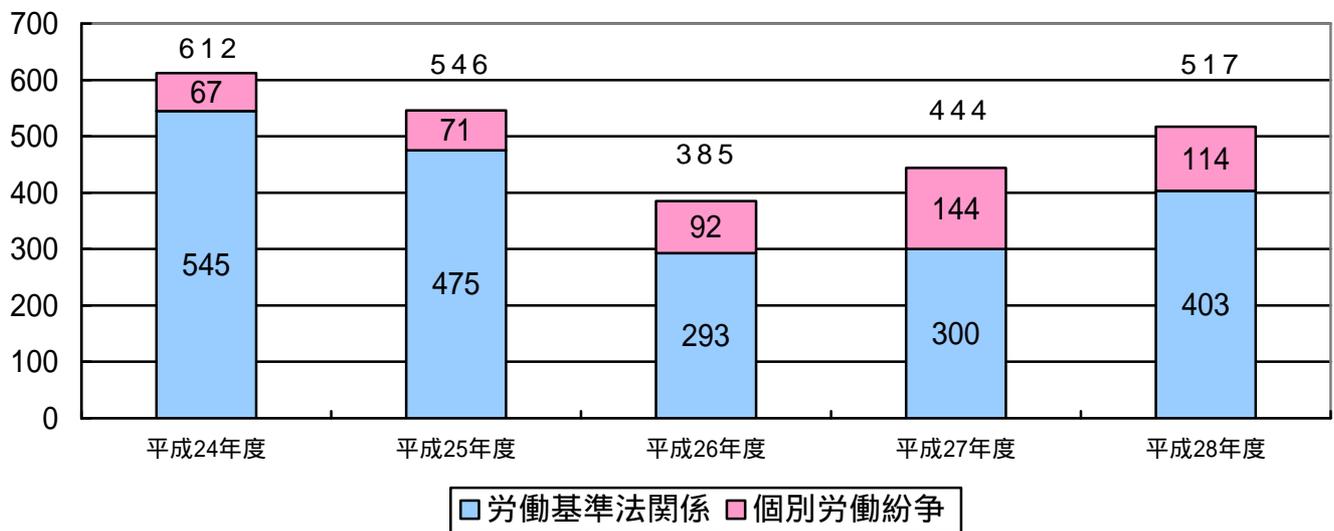
労働相談の状況

御坊労働基準監督署では、賃金、労働時間、解雇等の労働関係法令に関する問い合わせや法違反の疑いがある相談はもとより、総合労働相談コーナーで、職場内のいじめ・嫌がらせ、配置転換、労働条件の引き下げ等の個別労働紛争解決制度に基づく相談にも対応しています。平成 28 年度（28 年 4 月～29 年 3 月）の労働相談状況を取りまとめました。

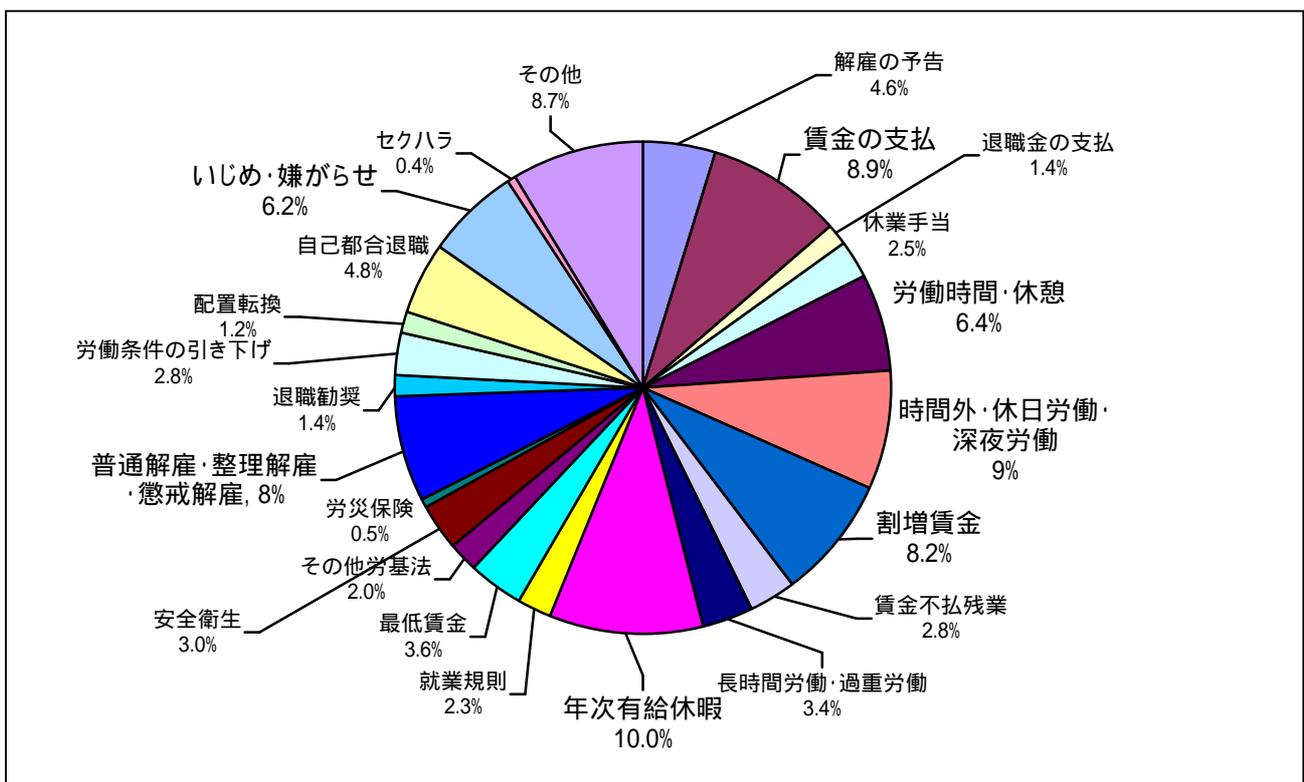
相談件数は前年度に比べ 73 件増加しました。

労働基準法関係では、年次有給休暇、賃金の支払、時間外労働や割増賃金の相談が多く、個別労働紛争に係る相談では、解雇やいじめ・嫌がらせの相談が多く寄せられています。

労働相談件数の推移



労働相談の内容



平成29年度の労働保険年度更新について

～ 7月10日までに申告・納付の手続を～

今年も労働保険^{*1}（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期を迎えました。

労働保険については、6月1日(木)から7月10日(月)までの間に、前年度分の確定保険料と当年度分の概算保険料を併せて申告・納付しなければならないこととなっています。

事業場の皆様におかれましては、御坊労働基準監督署にて順次受付を行っておりますので、上記の期間までに年度更新の手続が完了されますようお願いいたします。

また、下記の日程で集合受付も予定しておりますので、どうぞご利用ください。

受付月日	受付時間	集合受付会場	会場所在地	電話番号
7月 5日(水)	10時～15時	有田市文化福祉センター	有田市箕島27	0737-82-3221
7月 6日(木)	10時～15時	湯浅町商工会	有田郡湯浅町湯浅1724	0737-63-3535
7月 7日(金)	10時～15時	御坊労働基準監督署	御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571
7月10日(月)	10時～15時	御坊労働基準監督署	御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571

労働保険とはこのような制度です

「労働保険」とは労働者災害補償保険(一般に『労災保険』といいます。)と雇用保険とを総称した言葉であり、保険料の徴収等については、両保険は原則的に一体のものとして取り扱われます。

農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続きを行い、保険料を納付しなければならないこととなっています。

今季の安全標語

お互いに声かけ合って 防ごう熱中症

7～8月の行事

- 7月 1日 国民安全の日
- 1日～7日 / 全国安全週間
- 労働者派遣事業適正運営推進月間、心とからだの健康づくり月間
- 8月 1日 機械の日(1日～7日 機械週間)
- 25日～31日 / 道路防災週間
- 30日～9月5日 / 防災週間、建築物防災週間
- 電気使用安全月間、食品衛生月間

STOP!! 熱中症

クールワークキャンペーン（平成29年5月～9月）

重点取組期間 7月1日～7月31日

職場における熱中症による死傷者数（休業4日以上）は全国で毎年400人を超えています。
事業者、労働者が協力して熱中症防止への取組をすすめましょう！

作業環境管理

- ◆ W B G T 値（JIS規格に適合した測定器を準備しましょう）の低減
通風、冷房設備、ミストシャワー等の設置を実施しましょう。
- ◆ 休憩場所の整備
休憩場所には、氷、シャワー等体を冷やすことのできる物品や
設備を設け、飲料水、スポーツドリンク等の備付けを
行いましょう。



作業管理

- ◆ 作業時間の短縮等
W B G T 値を大幅に超える場合は、原則として作業を中止しましょう。
休憩時間を長めに設定、作業中は身体の状況、水分塩分の摂取状況を確認しましょう。
- ◆ 熱への順化
熱への暴露時間を次第に長くしましょう。夏季休暇あけも順化時間が必要です。
- ◆ 水分塩分の摂取
- ◆ 服装



健康管理

- ◆ 健康診断結果に基づく対応
持病がある労働者は医師の意見を聞いて配慮をしましょう。
- ◆ 日常の健康管理
前日の飲み過ぎなど注意が必要です
- ◆ 健康状態の確認
管理者は作業中の巡視等で、また労働者同士がお互いの様子に注意しま
しょう。



労働衛生教育

管理者、労働者 それぞれが正しく熱中症について理解するよう繰り返し教育を行いま
しょう。

異常時の措置

症状に応じ、躊躇せず、救急隊を要請する、病院に搬送
する等の措置をとりましょう。

熱中症予防管理者の業務

熱中症予防のための管理体制を確立しましょう。



編集後記

プライベートで、管内をあちこちドライブしています。5月下旬～6月上旬には広川町、日高川町のホタルに感激しました。また、かえるが大好きな編集者は、「かえる橋」や郵便ポストのカエルに大興奮！

夏は花火のシーズン。深刻な労働災害が発生することなく、晴れやかな気持ちで、空を見上げられますように ミ

御坊労働基準監督署

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132

☎0738-22-3571 FAX 0738-22-3707